

○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）

（第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（学校等の騒音防止工事の対象となる施設）</p> <p>第四条 法第五条第三号の政令で定める施設は、次の施設とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）<u>第二十一条の六</u>に規定する知的障害者更生施設又は同法<u>第二十一条の七</u>に規定する知的障害者授産施設</p> <p>四～六 （略）</p>	<p>（学校等の騒音防止工事の対象となる施設）</p> <p>第四条 法第五条第三号の政令で定める施設は、次の施設とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）<u>第二十一条の五</u>に規定する知的障害者更生施設又は<u>第二十一条の六</u>に規定する知的障害者授産施設</p> <p>四～六 （略）</p>

（第二十条関係）

改正案	現行
<p>（沖縄法令による処分等の効力の承継等）</p> <p>第七十条 前条までに定めるもののほか、次に掲げる法律又はこれに基づく政令の規定に相当する沖縄法令の規定によりされた処分又は手続は、それぞれ当該法律又はこれに基づく政令の相当規定によりされた処分又は手続とみなす。当該法律又はこれに基づく政令の規定に相当する沖縄法令の規定による免許証、許可証、名簿、手帳、診療録、譲渡証、調剤録、処方せんその他の書類についても、同様とする。</p> <p>一〇三十四（略）</p> <p>三十五 <u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号） 三十六〇四十五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次の各号に掲げる規定において欠格事由とされている事実に対応する事実が法の施行前に沖縄においてあつたとき（法第二十五条第一項に規定する沖縄法令の規定の適用を受けたことが当該事実に対応する場合において、法の施行後に、同項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄法令の規定の適用を受けたときを含む。）は、当該規定において当該欠格事由とされている事実があつたものとみなして、当該各号</p>	<p>（沖縄法令による処分等の効力の承継等）</p> <p>第七十条 前条までに定めるもののほか、次に掲げる法律又はこれに基づく政令の規定に相当する沖縄法令の規定によりされた処分又は手続は、それぞれ当該法律又はこれに基づく政令の相当規定によりされた処分又は手続とみなす。当該法律又はこれに基づく政令の規定に相当する沖縄法令の規定による免許証、許可証、名簿、手帳、診療録、譲渡証、調剤録、処方せんその他の書類についても、同様とする。</p> <p>一〇三十四（略）</p> <p>三十五 <u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号） 三十六〇四十五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 次の各号に掲げる規定において欠格事由とされている事実に対応する事実が法の施行前に沖縄においてあつたとき（法第二十五条第一項に規定する沖縄法令の規定の適用を受けたことが当該事実に対応する場合において、法の施行後に、同項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄法令の規定の適用を受けたときを含む。）は、当該規定において当該欠格事由とされている事実があつたものとみなして、当該各号</p>

の法律を適用する。

一〇二十二 (略)

二十三 社会福祉法第三十六条第四項

二十四 (略)

の法律を適用する。

一〇二十二 (略)

二十三 社会福祉事業法第三十四条第四項

二十四 (略)

○ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）

（第二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（防音工事の対象となる施設）</p> <p>第七条 法第三条第二項第三号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）<u>第二十一条の六</u>に規定する知的障害者更生施設又は同法<u>第二十一条の七</u>に規定する知的障害者授産施設</p> <p>七～九 （略）</p>	<p>（防音工事の対象となる施設）</p> <p>第七条 法第三条第二項第三号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）<u>第二十一条の五</u>に規定する知的障害者更生施設又は同法<u>第二十一条の六</u>に規定する知的障害者授産施設</p> <p>七～九 （略）</p>

（第二十二条第一号関係）

改正案	現行
<p>（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならぬ施設又は事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 十三（略）</p> <p>十四 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条に規定する精神障害者社会復帰施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、<u>社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号の授産施設、売春防止法（昭和三十一年法律第一百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条に規定する知的障害者援護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設</u>、<u>同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第二十二項に規定する介護老人保</u></p>	<p>（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）</p> <p>第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならぬ施設又は事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 十三（略）</p> <p>十四 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条に規定する児童福祉施設（児童遊園を除く。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五十条に規定する精神障害者社会復帰施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第一項に規定する保護施設、<u>社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第六号の授産施設、売春防止法（昭和三十一年法律第一百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五条に規定する知的障害者援護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第二十二項に規定する介護老</u></p>

健施設

十五〽二十三

(略)

人保健施設

十五〽二十三

(略)

○ 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生省関係規定の施行等に関する政令（平成七年政令第四十二号）

（傍線の部分は改正部分）

（第二十二号関係）

改正案	現行
<p>（社会福祉法人の設置した施設の災害復旧に要する費用に係る国の補助）</p> <p>第四条 法第二十三条第二項の規定による国の補助は、都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において単に「指定都市」という。）の区域（都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域を除く。）内にある老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十五条の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター及び軽費老人ホーム（以下この条において「老人デイサービスセンター等」という。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十七条第四項の規定により設置された身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設（社会福祉法人が設置したものに限り。以下この条において「身体障害者更生施設等」という。）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十九条の規定により設置された知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通動察及び知的障害者福祉ホーム（都道府県又は市町村が設置した知的障害者更生施設</p>	<p>（社会福祉法人の設置した施設の災害復旧に要する費用に係る国の補助）</p> <p>第四条 法第二十三条第二項の規定による国の補助は、都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において単に「指定都市」という。）の区域（都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある指定都市の区域を除く。）内にある老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十五条の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター及び軽費老人ホーム（以下この条において「老人デイサービスセンター等」という。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十七条第四項の規定により設置された身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設（社会福祉法人が設置したものに限り。以下この条において「身体障害者更生施設等」という。）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十九条の規定により設置された知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通動察及び知的障害者福祉ホーム（都道府県又は市町村が設置した知的障害者更生施設</p>

及び知的障害者授産施設を除く。以下この条において「知的障害者更生施設等」という。( )又は社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十条第二項第七号の授産施設(以下この条において単に「授産施設」という。( )ごとに、それぞれ次に掲げる要件に該当する場合に行うものとする。

一・二 (略)

及び知的障害者授産施設を除く。以下この条において「知的障害者更生施設等」という。( )又は社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十条第二項第六号の授産施設(以下この条において単に「授産施設」という。( )ごとに、それぞれ次に掲げる要件に該当する場合に行うものとする。

一・二 (略)



（第二十三条第一号関係）

改正案	現行
<p>（地域改善対策事業）</p> <p>第一条 地域改善対策特別措置法（以下「法」という。）第一条に規定する政令で定める事業（以下「地域改善対策事業」という。）は、同条に規定する対象地域（以下「対象地域」という。）に係る次に掲げる事業とする。</p> <p>一 三十八 （略）</p> <p>三十九 <u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）<u>第二条第三項第十号</u>に掲げる隣保事業</p> <p>四十 四十四 （略）</p>	<p>（地域改善対策事業）</p> <p>第一条 地域改善対策特別措置法（以下「法」という。）第一条に規定する政令で定める事業（以下「地域改善対策事業」という。）は、同条に規定する対象地域（以下「対象地域」という。）に係る次に掲げる事業とする。</p> <p>一 三十八 （略）</p> <p>三十九 <u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）<u>第二条第三項第六号</u>に掲げる隣保事業</p> <p>四十 四十四 （略）</p>

○ 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和六十二年政令第百二号）

（傍線の部分は改正部分）

（第二十三条第二号関係）

改正案	現行
<p>（地域改善対策特定事業）</p> <p>第一条 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一 三十一 （略）</p> <p>三十一 <u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）<u>第二条第三項第十号</u>に掲げる隣保事業</p> <p>三十二・三十三 （略）</p>	<p>（地域改善対策特定事業）</p> <p>第一条 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一 三十一 （略）</p> <p>三十一 <u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）<u>第二条第三項第六号</u>に掲げる隣保事業</p> <p>三十二・三十三 （略）</p>

（第二十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（業務を委託することができる社会福祉法人）</p> <p>第七條 法第二十二條第一項第二号の政令で定める社会福祉法人は、<u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）<u>第一百八条</u>に規定する都道府県社会福祉協議会（社会福祉法人であるものに限る。）とする。</p>	<p>（業務を委託することができる社会福祉法人）</p> <p>第七條 法第二十二條第一項第二号の政令で定める社会福祉法人は、<u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）<u>第七十四条</u>に規定する社会福祉協議会（社会福祉法人であるものに限る。）であつて、都道府県の<u>区域を単位とするものとする。</u></p>

○ 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）

（第二十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第三条第三号の政令で定める社会福祉に関する法律の規定）</p> <p>第一条 社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」という。）<u>第三条第三号の政令で定める社会福祉に関する法律の規定は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）及び児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定とする。</u></p>	<p>（法第三条第三号の政令で定める社会福祉に関する法律の規定）</p> <p>第一条 社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」という。）<u>第三条第三号の政令で定める社会福祉に関する法律の規定は、公益質屋法（昭和二年法律第三十五号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）及び児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定とする。</u></p>